

## 明和町指定給水装置工事事業者の変更について

指定給水装置工事事業者の指定内容に変更が生じたときは、その旨を届ける必要があります。

### ○申請に必要な書類と届出の期日

- ・氏名又は名称、住所、代表者、役員の変更…変更のあった日から **30日以内**

	氏名又は名称、住所		代表者	役員
	法人	個人	法人	法人
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（第4号様式）	○	○	○	○
定款又は寄付行為	※○	—	○	—
登記事項証明書の写し	※○	—	○	○
住民票の写し	—	※○	—	—
誓約書（第2号様式）	—	—	○	○

※登記事項や住民登録に変更がない場合は提出不要です。

- ・主任技術者の変更（選任・解任）…変更のあった日から **14日以内**

	法人	個人
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（第7号様式）	○	○
主任技術者免状等の写し	○	○

注) ※変更前の「指定給水装置工事事業者証」は返納してください。

### ○手数料

- ・変更の届出には手数料は必要ありません。

お問い合わせ・書類提出先

明和町役場 上下水道課 電話：0596-52-7120